

参考事例

1. 事業者の損害賠償責任を免除する条項（法第8条）

1-1. 人身損害の責任を一部免除する条項

事例 1-1

裁判例 平成27年3月26日 札幌地裁 平24(ワ)1570号

出典 裁判所ウェブサイト

要旨 ◆プロ野球の試合を観戦中、打者の打ったファウルボールが原告の顔面に直撃し右眼球破裂により失明した事故について、球場に設けられていた安全設備等は、原告席付近で観戦する観客に対するものとしては通常有すべき安全性を欠いていたとして、工作物責任（民法717条1項）及び营造物責任上の瑕疵（国家賠償法2条1項）を認定し、原告の被告らに対する損害賠償請求を一部認容した事案

判示内容

- 2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、書証番号につき、特に注記しない限り、全ての枝番を含む。）
- (1) 当事者等
- ・・・(中略)・・・
- イ 被告Yは、スポーツ及び各種イベントの興行、スポーツ施設の経営・管理・賃貸業務等を目的とする株式会社であり、プロ野球パシフィックリーグに所属する球団「A」（以下「本件球団」という。）を運営し、本件ドームを本拠地として、プロ野球の試合を主催して興行している。
- ・・・(中略)・・・
- 5 争点6（被告Yにつき、免責条項の適用があるか）について
- (1) 被告Yは、原告との間で合意が成立した本件契約約款（※）（乙イ2）の免責条項（13条1項）に基づき、ファウルボールに起因して観客に生じた損害について責任を負わない旨主張する。しかし、同項ただし書は、主催者又は球場管理者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでないと定めており、これまで検討してきたとおり、本件事故により原告に生じた損害は、本件ドームの設置及び管理に瑕疵が存在したことが原因であると認められるから、被告Yは、原告に対する損害賠償責任を免れることはできない（また、以上によれば、被告Yは、原告に対し、野球観戦契約上の安全配慮義務違反があったものと認められる。）。
- (2) なお、本件契約約款13条2項本文は、同条1項ただし書の場合において、主催者又は球場管理者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接損害に限定され、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれないものとし、同条2項ただし書は、主催者又は球場管理者の故意行為又は重過失行為に起因する損害についてはこの限りでないと定めている。
- しかし、同条1項は、6号で、「前各号に定めるほか、試合観戦に際して、球場及びその管理区域内で発生した損害」としているなど、ファウルボールに限らず、一般的に主催者や球場管理者の損害賠償責任の相当部分を免除するというもので、信義に反するものであり、観戦者の利益を一方的に害するものであるから、それ自体無効というべきである。また、以上の認定判断のとお

判示内容

り、本件ドームには工作物責任上の瑕疵があったものと認められ、他方、原告には過失があったとは認められないのであって、上記瑕疵によって原告はその身体に重大な後遺障害を負ったのであるから、被告Yが、本件契約約款13条2項を援用して原告に対する賠償の範囲を治療費等の直接損害に限定することは、権利の濫用に当たり許されないというべきである。

※本件契約約款（日本野球機構 試合観戦契約約款）

第13条（責任の制限）

主催者及び球場管理者は、観客が被った以下の損害の賠償について責任を負わないものとする。但し、主催者若しくは主催者の職員等又は球場管理者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

- (1) ホームラン・ボール、ファール・ボール、その他試合、ファンサービス行為又は練習行為に起因する損害
- (2) 暴動、騒乱等の他の観客の行為に起因する損害
- (3) 球場施設に起因する損害
- (4) 本約款その他主催者の定める規則又は主催者の職員等の指示に反した観客の行為に起因する損害
- (5) 第6条の入場拒否又は第10条の退場措置に起因する損害
- (6) 前各号に定めるほか、試合観戦に際して、球場及びその管理区域内で発生した損害

2 前項但書の場合において、主催者又は球場管理者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接損害に限定されるものとし、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれないものとする。但し、主催者若しくは主催者の職員等又は球場管理者の故意行為又は重過失行為に起因する損害についてはこの限りでない。

3 観客は、練習中のボール、ホームラン・ボール、ファール・ボール、ファンサービスのために投げ入れられたボール等の行方を常に注視し、自らが損害を被ることのないよう十分注意を払わなければならない。

事例1-2 A航空株式会社運送約款

第19条（賠償の限度）

会社は、航空機に搭乗中又は乗降中、会社の責に帰すべき事故により生じた旅客の死亡又は損害に対しては、旅客1人について2,300万円を限度として賠償します。

2. 損害賠償額の予定・違約金条項（法第9条第1号）

事例2-1 消費者契約法検討会報告書 相談事例【156】

[和解（示談）事例]

- ・学納金請求訴訟
- ・原告や裁判所からの求釈明にもかかわらず、被告大学が内部資料（会計書類）を提出さなかった。
- ・入学金を除く前納学納金＋遅延損害金で和解

事例2-2 消費者契約法検討会報告書 相談事例【157】

[和解（示談）事例]

- ・大手建設会社（A社）と外科医との戸建住宅建築請負契約
- ・勧誘の際、B社のアフターケア部門は当該地区から撤退した（真実は撤退していない）と説明（ただし、当方客観的証拠なし）
- ・契約締結した後、その日のうちに工事中止を申し入れ、3日後には解除したが、総請負代金の1.5%（75万円）を請求された
- ・尋問後、ゼロ和解（こちらは既払金45万円も請求）にて解決
- ・まさに「平均的損害」の立証は消費者側にあり、立証不十分と裁判官に言われて、ゼロ和解に終わったもの

3. 不当条項の一般条項（法第10条）

3-1. 前段要件

事例3-1 消費者契約法検討会報告書 裁判例【35】

裁判例 平成23年7月15日 最高裁第二小法廷 平22(オ)863号

出典 民集65巻5号2269頁

要旨 ◆賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料の支払を約する条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらない。

論点項目	判示内容
10条の前段要件の在り方	<p>消費者契約法10条は、消費者契約の条項を無効とする要件として、当該条項が、民法等の法律の公の秩序に関しない規定、すなわち任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものであることを定めるところ、<u>ここにいう任意規定には、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当である。</u>そして、賃貸借契約は、賃貸人が物件を賃借人に使用させることを約し、賃借人がこれに対して賃料を支払うことを約することによって効力を生ずる（民法601条）のであるから、更新料条項は、一般的には賃貸借契約の要素を構成しない債務を特約により賃借人に負わせるという意味において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の義務を加重するものに当たるといふべきである。</p>
10条の後段要件の在り方	<p>消費者契約法10条は、消費者契約の条項を無効とする要件として、当該条項が、民法1条2項に規定する基本原則、すなわち信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであることをも定めるところ、<u>当該条項が信義則に反して消費者の利益を一時的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（同法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである。</u></p> <p>更新料条項についてみると、更新料が、一般に、賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有することは、前記(1)に説示したとおりであり、更新料の支払にはおよそ経済的合理性がないなどということとはできない。また、一定の地域において、期間満了の際、賃借人が賃貸人に対し更新料の支払をする例が少なからず存することは公知であることや、従前、裁判上の和解手続等においても、更新料条項は公序良俗に反するなどとして、これを当然に無効とする取扱いがされてこなかったことは裁判所に顕著であることからすると、更新料条項が賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載され、賃借人と賃貸人との間に更新料の支払に関する明確な合意が成立している場合に、賃借人と賃貸人との間に、更新料条項に関する情報の</p>

論点項目	判示内容
	<p>質及び量並びに交渉力について、看過し得ないほどの格差が存するとみることができない。</p> <p>そうすると、<u>賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらないと解するのが相当である。</u></p>

3-2. 後段要件

事例3-2 平成19年度消費者契約における不当条項研究会報告書 参考事例【172-2】

本クラブの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故については会社は一切損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。但し、会社の調査により会社に過失があると認めた場合には、会社は一定の補償をするものとします。

事例3-3 平成19年度消費者契約における不当条項研究会報告書 参考事例【172-3】

会員等が施設利用に際して被った人的物的事故については、会社に過失がある場合には、会社の行為と相当な因果関係のある範囲内で会社は一定の補償をするものとします。

事例3-4 消費者契約法検討会報告書 裁判例【63】

裁判例 平成21年10月23日 大阪高裁 平21(ネ)1437号

出典 ウエストロー・ジャパン

要旨 ◆消費者契約法所定の適格消費者団体である一審原告が、貸金業者である一審被告の金銭消費貸借契約について、借主が返済期限到来前に貸付金を全額返済する場合に利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨規定した早期完済違約金条項は、消費者契約法10条により無効であるとして、同法12条3項に基づく本件条項を含む契約締結の差止め及び同各条項を含む借用証書の用紙の廃棄を求めたところ、原審で請求を一部認容とされたため、当事者双方が敗訴部分につき控訴した事案において、本件条項の一部は、貸付けの内容によっては消費者の義務を加重する場合があります、その場合は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるなどとして、原判決を相当として控訴を棄却した事例

論点項目	判示内容
10条の前段要件の在り方	本件条項A（注：契約条項等、利息付金銭消費貸借契約の借主が貸付金の返済期限が到来する前に貸付金の全額を返済する場合〔期限の利益を喪失したことによる返済を除く〕に、返済時までの期間に応じた利息以外に返済する残元金に対し割合的に算出される金員を貸主に対し交付する旨を定める契約条項）を含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限内の利率を定めるものである場合においては、貸主は、期限前弁済がされた場合において、期限までの利息を取得することが許される。したがって、本件条項Aが民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するものであるか否かは、借主が借入れから期限までの期間に対応する約定の利率による利息を超える金銭を負担する結果となる

論点項目	判示内容
	<p>かどうかによって判断すべきところ、本件条項Aが適用される場合には、当該金銭消費貸借契約における利率や期限の定め、期限前弁済がされた時期や元本額等によっては、借主は、借入れから期限までの期間に対応する約定の利率による利息を超える金銭を負担する結果となる可能性があるのみならず、借入れから期限前弁済までの期間に対応する利息制限法所定の制限利率による利息を超える金銭を負担する結果となる場合もあり得ることが認められる。したがって、本件条項Aを含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限内の利率を定めるものである場合においても、他の契約条項又は本件条項Aが適用される具体的状況によっては、同条項は、民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するものであると認められる。</p>
10 条の後段要件の在り方	<p>本件条項Aは、同条項を含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限の範囲内の利率を定めるものである場合にも、他の契約条項又は本件条項Aが適用される具体的状況によっては、民法又は商法の規定による消費者の義務を加重するものとして機能することになるものと認められるところ、本件条項Aあるいはこれを含む1 審被告作成に係る金銭消費貸借契約書（乙6～8）を見ても、そのような事態が生じ得ることは一見して明らかであるとはいえず、消費者にとってはそのようなことを理解することは困難である。のみならず、証拠（甲3、5の1、2、甲15、17）によれば、1 審被告は、約定日ごとに利息と元金最低支払額又は随意の元金を支払い、最終弁済日までに残元金を完済する方式を自由返済と称し、これを1 審被告における金銭消費貸借契約の特色として宣伝しており、実際に本件条項Aを含む金銭消費貸借契約を締結した事例においても、弁済方法を自由返済としていることが認められるが、本件条項Aのような早期完済違約金条項は、上記の自由返済の概念とは必ずしも整合せず、このような契約条項は消費者をいたずらに混乱、困惑させるものであるといわざるを得ない。このように考えると、本件条項Aは、仮に同条項を含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限の範囲内の利率を定めるものである場合にも、これが民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するときは、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効となると評価せざるを得ない。</p>